

知財高裁の進歩性判断の変化に対応した 知財活動の推進

特許第1委員会
第3小委員会*

抄録 2009年1月の「回路用接続部材」特許出願拒絶審決の取消に係る平成20年(行ケ)第10096号判決(知財高裁・飯村裁判長)に代表されるように、特許庁の拒絶審決を覆して知財高裁が特許を認めた割合が、2004年度の約3%から2009年度には約30%にまで急激に上昇したことなどから、裁判所の進歩性判断のハードルが低くなったという見方が一般的である。知財高裁の進歩性判断の変化に対応して事業で勝つために、知財活動をどう推進すべきか、弁護士2名、企業3社にインタビューし、進歩性判断の変化に対応した知財活動のあり方について考察した。

目次

- はじめに
- 知財高裁の進歩性判断の変化
 - 1 査定系審決取消率から見た変化
 - 2 当事者系審決維持率から見た変化
 - 3 知財高裁の各部による判断の差
- 知財高裁の進歩性判断の変化
 - 1 岩坪哲弁護士の見解
 - 2 塚原朋一弁護士の見解
- 判決に関係した企業の知財活動
 - 1 日立化成(「回路用接続部材」事件)
 - 2 キヤノン(「液体インク収納容器」事件)
 - 3 三菱電機(「炊飯器」事件)
- 変化に対応できる出願戦略、発明の権利化対策に関する考察
 - 1 知財高裁の進歩性判断変化について
 - 2 企業の出願戦略への影響
 - 3 知財活動のあり方について
- おわりに

1. はじめに

2010年5月17日の日本経済新聞に、「知財高裁5年～特許成立ハードル低く～権利者寄り判

断増える」との見出しの記事が掲載された¹⁾ように、裁判所の進歩性判断のハードルが低くなったという見方が一般的になっている。

根拠としては、特許庁の審決を覆して知財高裁が特許を認めた割合が、2004年度の約3%から、2005、06、07年度で約10%に上昇し、更に、2008、09年度には約30%にまで、急激に上昇したことや、知財高裁における実務の変化を自らの体験から語られている塚原朋一・前知財高裁所長の論文²⁾、個々の判例の研究^{3)、4)}などが挙げられている。

一方で、個々の判例研究では、裁判所の進歩性の判断は緩くなっていないという見解⁵⁾もあり、現役の裁判官は「判断基準は変えていない」と発言している⁶⁾。

また、知財高裁の部によって判断基準が異なっていることも指摘されている⁷⁾。

こうした変化の中、これらの変化に深く係わってこられた弁護士2名、進歩性判断の変化に

* 2011年度 The Third Subcommittee, The First Patent Committee

かかわる知財高裁判決を引き出した企業3社にインタビューし、知財高裁の判断の変化に対応した知財戦略、発明の権利化対策のあり方について考察した。

2. 知財高裁の進歩性判断の変化

最近の審決取消訴訟の審決取消率をみると、査定系、当事者系とも、平成21年に急激な変化が認められ、出願人、特許権者に有利な方向に変わっている。

2.1 査定系審決取消率から見た変化

表1は、審判で拒絶審決を受けた案件で、知財高裁に拒絶審決の取消を求めた案件が、知財高裁で判断が覆った割合を示している。

平成17年の約7%から平成21年には約33%にまで上昇したことがわかる。

表1 特許審決取消訴訟（査定系）審決取消率の動向

	審決取消率	件数		
		取消	維持	計
平成17年	7.4%	7	87	94
18年	13.2%	18	118	136
19年	12.6%	20	139	159
20年	16.6%	25	126	151
21年	32.8%	39	80	119
22年	23.1%	27	90	117

2.2 当事者系審決維持率から見た変化

図1は、特許登録後、無効審判が請求され、特許庁の審判で審決を受けた案件で、知財高裁に審決の取消を求めた案件が知財高裁で維持された割合を示している。

特許有効の審決の維持率は、平成20年以前は概ね50%前後で推移していたが、平成21年には79%に増加、平成22年も75%だった。

一方、特許無効の審決の維持率は、平成20年

以前は概ね90%前後で推移したが、平成21年は69%に減少、平成22年も69%だった。

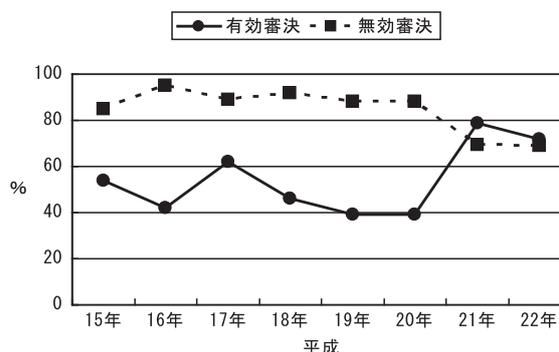


図1 特許審決取消訴訟（当事者系）審決維持率の動向

2.3 知財高裁の各部による判断の差

表2、表3に、知財高裁における部毎の判断が大きく異なることを問題視されるきっかけになった平成22年の知財高裁における審決取消率の部毎の数字を示した。査定系では出願人に有利な率が、2部では10%であるのに対し3部では43%であり、当事者系では特許権者に有利な率が、2部では29%であるのに対して3部では64%であり、個々の案件についての判断を見ても、部による違いが大きく、看過できないとの意見も多い。

平成23年（1月～12月）の知財高裁における審決取消率を、部毎に、表4（査定系）、表5（当事者系）に示した。平成23年の数値を見ると、部による違いは依然として存在するものの、22年に見られたような差は少なくなっている。

表2 平成22年の特許審決取消訴訟（査定系）の状況

判決	取消	維持	出願人に有利な率
知財1部	7	17	29%
知財2部	4	35	10%
知財3部	12	16	43%
知財4部	4	22	15%
合計	27	90	23%

表3 平成22年の特許審決取消訴訟（当事者系）の状況

判決	無効審決 39件		請求不成立 52件		特許権者に 有利・不利		
	取消	維持	取消	維持	有利	不利	有利な率
知財1部	2	5	0	8	10	5	67%
知財2部	3	9	3	2	5	12	29%
知財3部	5	9	4	18	23	13	64%
知財4部	2	4	6	11	13	10	57%
合計	12	27	13	39	51	40	56%

表4 平成23年の特許審決取消訴訟（査定系）の状況

判決	取消	維持	出願人に有利な率
知財1部	3	14	18%
知財2部	5	34	13%
知財3部	9	25	26%
知財4部	7	27	21%
合計	24	100	19%

表5 平成23年の特許審決取消訴訟（当事者系）の状況

判決	無効審決 28件		請求不成立 57件		特許権者に 有利・不利		
	取消	維持	取消	維持	有利	不利	有利な率
知財1部	2	0	0	3	5	0	100%
知財2部	3	5	7	12	15	12	56%
知財3部	2	8	4	13	15	12	56%
知財4部	3	5	3	15	18	8	69%
合計	10	18	14	43	53	32	62%

3. 知財高裁の進歩性判断の変化

知財高裁における最近の進歩性判断の変化について、関西法律特許事務所・岩坪哲弁護士とTMI綜合法律事務所・塚原朋一弁護士（順不同）に見解を伺った。

3.1 岩坪哲弁護士の見解

(1) 最近の進歩性判断の傾向

最近審決取消訴訟の取消率から知財高裁の進歩性判断が甘くなってきたという意見もあるが、判断基準の上げ下げの問題というより、進歩性判断のフレームワークが緻密になってきたということではないかと思われる。特に、課題や動機付けの判断において、米国の非自明性の審査におけるTSMテストのような精緻な審理が行われるようになってきたということである。

以前の進歩性判断といえば、構成要件重視の判断が主流で、技術分野が異なる引用文献であっても、構成要件さえ開示されていれば、引用文献全体の論旨の中での当該構成要件開示の位置づけは、度外視して組み合わせ可能と判断されていた。このような審査に対抗する唯一の主張と言えるものが阻害要因の主張であったが、必ずしも引用例間に阻害要因を見つけることが容易ではなかったし、引例の組み合わせの動機付けや引例中の示唆の有無は低く見られており、有効な反論にはなりえなかった。

しかし、このような構成要件重視の進歩性判断も「紙葉類識別装置」事件（平成17年（行ケ）10490号）や「回路用接続部材」事件（平成20年（行ケ）10096号）を契機に、潮目が変わってきた。というのも、「紙葉類識別装置」事件では進歩性判断における動機付けの重要性が説かれ、「回路用接続部材」事件では、発明が目的とする課題の適格な把握を通して、進歩性判断におけるいわゆる後知恵の排除が説かれたからである。

(2) 進歩性判断の変化

特に、後者の「回路用接続部材」事件後の進歩性判断は、発明の目的とする課題を踏まえた動機付けの有無が重視されるようになってきたと思われる。本事件を担当した知財高裁第3部の判決には、発明が目的とする課題把握を通じた進歩性判断の一般論を判示したものがしばしば見受けられるが、他の部の判決にそのような一般論の判示は見られないものの、具体的な事案の当てはめにおいて、発明の課題評価を丁寧に判断している。

従って、このような進歩性判断の変化は第3部に突出して見られるというのではなく、知財高裁全体で進歩性判断におけるフレームワークの精緻化が見られるといってもよいのではないかと思われる。

さらに、進歩性判断における引用文献の技術分野の評価にも変化が現れてきているように思われる。というのも、発明と引例あるいは引例間の技術分野が異なるとして、進歩性を肯定する判決をよく目にするようになってきたからである。

平成5年以前は産業別審査基準があり、一定範囲の技術分野を超えて、引例が引かれるということはなかったが、産業別審査基準の廃止と歩調を合わせるように、全技術分野から引例が引かれるようになってきた。このような傾向は、構成要件の開示がありさえすれば引例を組み合わせることが可能とする構成要件重視の審査が助長した面も否めない。

そもそも、審査基準に動機付けのひとつとして、技術分野の関連性が要件に記載されていたが、実際の審査においては十分守られているとは言いがたい状況であった。

しかし、最近の進歩性判断において動機付けの有無が精緻に判断されるようになってきたので、これに伴って引例間の技術分野の近似性も詳しく判断されるようになってきたと思われる。

る。従って、従来のように技術分野の離れた引例を組み合わせるには特段の理由が必要になり、このような引例によっては進歩性が否定されない事案が多くなるであろう。

なお、引用文献の中にその構成を他に改変する開示、示唆があるかを基準に判断する手法は、平成6年以前の審査基準には存在した引用文献全体の論旨を考慮せよとの判断基準を復活させたもので、これが進歩性判断の精緻性に現れていると評することも可能であろう。

(3) 進歩性判断の変化を踏まえた対応

このような変化を踏まえて、どのように対応していけばよいかについてであるが、まず、前述のとおり進歩性のハードルが下がったわけではないことに留意すべきである。今年だけでも当事者系の請求不成立審決を取り消したものが10件程あることからしても、このことが窺える。単純に審判部の進歩性判断のハードルが下がることに関しては、知財高裁も容認していないのではないかと思われる。従って、今まで出願できなかったレベルの低い発明でも出願できると誤解してはならない。

また、進歩性判断において課題が重視されるようになったことを受けて、先行技術における課題と何らかの差異をつけて出願するという方法も考えられる。ただ、課題の差異に気を取られるあまり、発明の目的とする課題の細分化・矮小化につながるのは得策ではない。権利取得がやりやすくなったとしても、権利行使もやりやすくなるとは限らないからである。

やはり、1つの発明を様々な観点から検討し、明細書の内容を肉付けし充実させることが肝要ではないかと思われる。発明者は1つの実施例(発明)で満足してしまう傾向にあるが、弁理士や知財部員がこの発明にバリエーションを与え、発展させることが必要である。「本発明はこの実施例に限定されない。」とのワンフレー

ズだけでは不十分であり、豊富な実施例で発明をサポートすべきと考える。

特に、発明に関連する事業を熟知しうると同時に特許の専門家としての立場にもある知財部員が、事業戦略を踏まえて、将来ライバルが採用するかもしれない実施形態について逞しい想像力をめぐらせ明細書中の発明を充実させることが、“事業で勝つ”特許を取得するための近道ではないかと思われる。

3. 2 塚原朋一弁護士の見解

(1) 最近の進歩性判断の動き

最近の進歩性判断の動きをまとめてみる。平成10年頃、同一技術分野論²⁾(本件発明と主引用文献との相違点を明確にした後、その相違点について記載した副引例が見つかったとき、その副引例が本件発明と同一技術分野に属していたら、当業者はその副引例記載を参酌して本件発明を想到することは容易である、とする理論)が台頭する前は、進歩性を否定するには、「示唆、動機付けを含むきめ細かな論理付け」が要求されていたが、同一技術分野論が登場してからは、阻害要因がない限り、進歩性を簡単に否定できるようになった。

その後、平成17年頃に、「特許庁は厳しいが、裁判所はもっと厳しい」との批判を受け、知財高裁は、進歩性判断について実質的な修正に踏み出した。

第1段階は、「紙葉類識別装置事件」(平成17年(行ケ)10490号・平成18. 6. 29判決。篠原所長が裁判長を務める第1部の判決)に代表される判断で、動機付けなどの重要性を説き、進歩性を否定した審決を取り消した。この判決以降、進歩性を否定するときは丁寧な理由説示をするようになり、結果として進歩性判断の厳しさを緩和する流れになった。

第2段階は、第3部飯村コートを中心とする進歩性判断の更なる緩和化への動きである。代

表的な判例は、「回路用接続部材事件」(平成20年(行ケ)10096号・平成21. 1. 28判決)で、「当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという程度の示唆等の存在していたことが必要」と判示した。その後も、飯村コートは、次々と同様の判決を出し、進歩性判断の機軸が明確に変わったといえる。

この動きは、第3部の飯村コートに始まったが、その他の部についても、ほぼ同様に認められるようになったと思う。かつて進歩性判断に厳しかったときに第4部の陪席裁判官であった第2部の塩月裁判長も、平成23年に入ってから、進歩性を肯定して、これを否定した審決を取り消す判決を相次いで出しており、昨今では第3部の飯村コートと同じレベルであり、これらの進歩性判断の傾向は、知財高裁全体として、定着したと思われる。

しかしながら、進歩性判断がただ甘くなっているというわけでもなく、特許庁の進歩性を肯定した審決を否定した判決も出ている。緩和化の限界を警鐘的に判示している判決の代表としては、「DVD収納ケース事件」平成22年(行ケ)318号・平成23. 6. 29判決を挙げることができよう。

このように、知財高裁の進歩性判断はここ数年で激変していると思われるが、これを起動したのは、ほかならぬ産業界や弁理士界などからの強い要望であり、厳しい批判であった。正に、そうした努力の成果であったといえる。もっとも、産業界は、その後更なる進歩性判断の緩和化については、懐疑的な業種や企業も出てきている状況にもある。

極めて大ざっぱな言い方をすると、進歩性の判断において、まず誰でも問題なく進歩性ありと判断できるのが1/3、次に示唆・動機付けがあり進歩性なしと判断できるのが1/3である。問題は、進歩性ありなしの判断が難しい残りの1/3であり、実際は、むしろ1/3よりももっと

多く、5割を超えるかもしれない。このグレーゾーンの判断により、厳しいか、そうでないかのレベルが決まる。

審査・審判官が、「組合せの容易想到性で進歩性なし」と判断するには、拒絶理由を緻密に、かつ丁寧に書くことが要求され、書けなければ「進歩性あり」ということになる。ここで、組合せ容易の根拠に示唆・動機付けが明示的になれば、機械的に進歩性あり、ということになるとすると、査定率が70%近くまで上がることになり、こうなると行き過ぎである。

裁判所についていえば、「進歩性の判断レベル」は、属人的な要素がかなりのウエイトを占めるため、短期（数年）的にはある程度上下する動きはやむを得ない。反対に、超長期（およそ50年。経済学でいうコンドラチェフの波）的には、およそコントロールできるものではない。

問題は、中短期（10年前後）的な変動であり、特許の査定時期と当該特許の権利行使時期との間で、進歩性の判断基準に大きなブレがあれば、経済活動に大きな負の影響を与える。これに、大きなブレがなく、また国際的なレベルからも大きくズレないことが重要なのである。

しかし、これをどのようにコントロールするか、何人も「解」をもっていないように思える。裁判所や裁判官が司法作用としてできるものでもないし、すべきものでもない。おそらくは、産業界などが中心になって、研究分析を行い、特許庁や裁判所に対し、客観的なデータとその分析などに基づく建設的な提言を行うなどの牽制があるぐらいではないか、と思う。

(2) 進歩性判断の変化を踏まえた企業の対応

このような知財高裁の進歩性判断の大きな揺れを踏まえた企業の対応として考えられることは、いくつかあるかもしれない。

一例を挙げれば、特許査定されたとしても、安心できない時期が到来するかもしれないので

あるから、それに対応できるように、明細書には、実施例や実験の結果などを具体的に記載し、将来の訂正に対応できるようにするというところもあるかと思う。

ただ、最も望ましく、かつ、そうありたいとの願望を込めて言うのであるが、ここ数年の進歩性判断基準の揺れはあるものの、将来は、一定レベルの水準で定着していくのではないかとわれ、そうすると、進歩性判断の予見性は高まっていくものと思う。それぞれの技術分野において、出願人ないしその代理人、あるいは、知財部員は、当該発明の内容をよく検討し、全く新たな追加実験を行うことがないように、クレームに対応した有効な実施例、実験結果を丁寧に実施し、明細書にその一部ないし多くを書き込んでおくことが肝要であろう。

そして、繰り返しになるが、最近の知財高裁の判決の膨大な蓄積により、事例の類型化と判断の分析が可能となるので（自然科学の実験でもそうであるように、判決にも、除外すべき例外的な判断を示すものが必ず生じるものである。）、これらの動向を客観的に分析整理し、これを基に産業界から裁判所に意見を提言することも有効ではないかと思われる。

4. 判決に関係した企業の知財活動

知財高裁の進歩性判断の変化に対応して事業で勝つために、知財活動をどう推進すべきかを考えるために、進歩性判断の変化にかかわる知財高裁判決に関係した企業の中から、我々の判例研究で取り上げた3社（日立化成、キヤノン、三菱電機）にインタビューした。

なお、参考資料として、今回インタビューした3社の特許出願登録状況を表6に示した。

4.1 日立化成（「回路用接続部材」事件）

平成20年（行ケ）10096号「回路用接続部材事件」（審決取消訴訟、以下「本件訴訟」）は、平

表6 今回インタビューした3社の特許出願登録状況

筆頭出願人	特許出願 件数	審査請求 件数	特許査定 件数(前 置審査・ 審判段階 含む)	グロー バル出願 率 (%)	特許査定 率(%) (審査段 階)	最終特許 率(%) (前置審 査・審判 段階含 む)
	2009年	2009年	2010年	2009年	2010年	2010年
日立化成工業株式会社	776	394	382	21.7	38.9	43.3
キャノン株式会社	7,524	3,522	4,004	41.3	73.2	76.4
三菱電機株式会社	5,418	3,637	3,214	22.2	61.7	64.9

特許行政年次報告書2011年版〈統計・資料編〉第2章9. 特許制度利用上位企業の出願・審査関連情報より

成21年1月28日に判決が下されたもので、「ビスフェノールF型フェノキシ樹脂を必須成分として用いた本願発明は、ビスフェノールA型フェノキシ樹脂を用いる引用発明をもって進歩性無し、と審決されたが、引用発明には“F型”を用いる示唆等がされていないとして、容易想到性の認定誤りで進歩性が肯定された案件」⁸⁾であり、特許法29条2項について、「当該発明が先行技術から容易に想到することができたと判断するためには、当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測が成り立つのみでは十分ではなく、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要である」と判示された事例で、容易想到であると判断するには示唆、動機付けの存在が要求されると明確に判示された画期的な判決であろう。今回、このような判決を勝ち得た日立化成工業株式会社（以下、「日立化成」）知的財産室の関氏、若山氏、内田氏に、本件訴訟に関する経緯や感想、また知財戦略・知財活動についてお話を伺った。

(1) 本件訴訟について

日立化成は、1984年に金属粒子を接着剤に分散した異方導電性フィルムを世界で初めて製品化し、以来培ってきたノウハウと、保有する樹

脂の設計・合成技術、フィルムの構造設計技術、信頼性評価技術を基に顧客のニーズに最適な材料を提供することで、世界トップシェアを得ている。

本件訴訟の特許出願は異方導電性フィルムに関し、実際の製品に使用されている重要な発明であった。その異方導電性フィルムは日立化成の基盤事業の一つである。このような重要製品、重要事業の特許で守るために、権利化を精力的に勧める必要があった。

日立化成は、「本件審決の特許庁判断は、フラグメントを多数の文献等から集めてきて、本件特許発明の構成要件を充足できれば、拒絶とするというもので到底受け入れられるものではない」と判断し出訴に踏み切った。判決の見通しは当初予断を許さなかったが、本件訴訟に向けて、本件特許発明の良さを訴えること、及び特許庁判断に論理の飛躍があることを骨子として反論の構築を行った。実際、準備手続を行っていくに従い、担当者は勝利の公算が大きいことを確信していったという。

進歩性について、従来とは異なる特徴的な判断が示された本判決についての率直な感想を求めると、「米国のKSR判決等により世界の潮流が進歩性獲得のハードルを厳しくする方向にある中で、画期的な判決であると思った。特に進

歩性の判断において後知恵を排除すべきということが判示事項に書かれたことは、出願人・権利者側にとっては、勇気付けられる判決であると思った。」と語った。

(2) 裁判の果たした役割

本件訴訟を経て、権利化できたことにより、異方導電性フィルムの事業を守るという観点において、同業他社へのインパクトも大きく、非常に大きい影響があったという。本件に限った話ではないだろうが、日立化成は粘り強く積極的に特許を取得し、事業を保護することで、絶対にあきらめないという姿勢を強く示すことができ、同業他社の安易な参入の抑止に繋がっている、とのことである。

この判決以降、社内審査における基準でグレーゾーンであったものも、より積極的に出願するように傾いてきているという。本件訴訟は、元々、日立化成の権利化活動や訴訟戦略の根底にあった「粘り強く最後まで諦めず徹底的に戦う」という姿勢を色濃く示すものであろう。

(3) 知財戦略に関して

日立化成は、事業戦略、研究開発戦略と連動して知財戦略も展開されているのが特徴である。収益性、将来性の高い技術、テーマを中心とした「出口戦略」に合わせて、知財戦略も遂行されており、三位一体の形が構築されていることが窺える。

具体的には、各テーマに知財部門から専任担当者を据え、発明の発掘や特許の出願・権利化を重点的に行い、強固な特許網の構築に努めている。その担当者は日々の業務の中で、事業部門と研究開発部門の間で情報共有化を積極的に図っており、各々の部門を歩き回りながら、技術者や営業と顔をつき合わせて情報等をつかむといった、“泥臭い”地道な活動をも取り入れて、事業部門と研究開発部門、そして知財部門

との結び付きを深めている。担当者には、将来性・収益性を感じとる「目利き」の力が要求され、知財戦略そのものの根幹をなす。

株式会社日立製作所が実施している5FP活動(5 Fighting Patents活動：製品別・相手別に訴訟に耐える5件の特許取得活動)を導入し、さらに開発の黎明期の集中出願を実施している。一見、権利化困難と思われる発明であったとしても、発明者の声に注意深く耳を傾け、効果なり作用なり異なるところが抽出されるところまで突き詰めて、出願要否判断しており、丁寧に植林をした後、その木の育ち具合を見ながら出口戦略に繋がるよう、「取れる特許」ではなく「取りたい特許」を諦めずに追求し、執念をもって権利化を図っている。これらの活動も事業の出口戦略に対する知財担当者の「目利き」が重要な役割を担っている。

また、事業において競合関係が生じる海外(特に韓国、台湾、中国)への積極的な出願が、最近の知財戦略の動向で重要であるようだ。国内出願の可否判断については、上述したように、出口を見据えて積極的に推進しているが、外国出願に対してはその判断のハードルを下げ、より多く出願できるよう努めており、事業展開に連動して知財戦略もグローバル化していることが窺えた。

なお、日立化成の知的財産戦略の実行例は、日立化成のテクニカルレポート⁹⁾により詳細に記載されている。

(4) 知財高裁の最近の動きに関して

本判決や昨今の審決の取消率から、進歩性の判断が緩和されたのではないかという意見に対しては、進歩性の判断が甘くなったというのではなく、適切な水準になってきているのでは、という感想であった。諸外国においても知財専門裁判所創設時には判断が厳しくなりがちであり、審決の取消率も高くなりがちであるが、そ

の後は取消率の低下が見られることから、日本も同様である、と考えているという。また、本判決は知財高裁第3部が行ったものであるが、他の部でも同種の判決を示して進歩性を否定した審決を取り消している事例が数の上でも目立つようになってきているので、本判決がその潮流をつくることになったといえると思う、とのことである。

このように今後は、特許権の有効性判断が安定し、必要な侵害訴訟提起のバリアが無くなり、特許侵害訴訟の件数が諸外国と比較し極端に少ない状況は改善されてくる、との考えであった。

他社特許の判断、鑑定においても進歩性の判断の変化を踏まえて行う必要があるが、それによって特に大きな影響が生じている訳ではない、という見解であった。

望むことは、世界並みで、安定した揺らぎの無い特許水準が維持されていくことという。

4. 2 キヤノン(「液体インク収納容器」事件)

平成22年(行ケ)第10056号「液体インク収納容器事件」(知財高裁平成23年2月8日判決)は、インクジェット記録で用いられるインクタンクの誤搭載位置特定に関する特許第3793216号(以下、本件発明)の進歩性を争った事件であり、周知技術に基づき容易想到と判断された審決の取消しを求めた訴訟である(以下、本件訴訟)。本件訴訟では、容易想到性に係る審決の判断を誤りとし、無効審決が覆されて進歩性を肯定する判断がなされた。すなわち、裁判所は、本件各発明の技術的課題、動機付け、本件各発明の構成の特徴に触れることなく、過度に抽象化した事項を周知技術として引用発明に適用して結論を導いた審決の容易想到性の判断は相当でなく、審決が周知技術の根拠として引用する甲第3号証等には、本件各発明の技術的課題は開示も示唆もされておらず、本件各発明と甲第1号証に記載された発明との相違点に係る構成に想

到する動機付けに欠ける等として、審決の容易想到性の判断には誤りがあると判示し、審決を取り消した。

一方、本件訴訟の原告であるキヤノン株式会社(以下、キヤノン)は、本件訴訟の被告らの製品が本件特許権を侵害しているとし、特許侵害訴訟を提起していた。知的財産高等裁判所は、本件発明の特許権の侵害を認める判断をし、侵害訴訟の被告らの上告を最高裁判所が棄却して、知的財産高等裁判所の判決が確定した。

今回、このような判決を獲得したキヤノンの知的財産法務本部の長澤本部長に、本件訴訟の振り返り、キヤノンの特許出願明細書、知的財産高等裁判所の最近の動き、差止請求権行使への制限設定、アジア諸国や新興国の台頭への対応などについてお話を伺った。

(1) 本件訴訟について

インクジェットプリンターメーカーは、プリンター本体だけでなく、消耗品であるインクカートリッジの販売でも収益を上げている。所謂、消耗品ビジネスである。ところが、非純正の互換インクカートリッジなどを低価格で販売するサードパーティーの参入により、プリンターメーカーは自社の純正インクカートリッジのシェアを奪われる状況にある。キヤノンは、自社の消耗品ビジネスを守るべく、本件発明を実施しているサードパーティーを相手取り、特許侵害訴訟を提起した。被告らからは、本件発明の特許無効を求める審判が請求され、進歩性欠如を理由とした無効審決が出たが、この無効審決は、本件訴訟にて取り消され、本件発明の進歩性が認められた。侵害訴訟の方でも、本件発明の特許権を侵害しているという知的財産高等裁判所の判決が確定した。このように、本件発明は、キヤノンの消耗品ビジネスの堅守に大きく貢献した発明である。

キヤノンは、本件発明の進歩性について自信

を持っていた。無効審決に対して不当に厳しいとの心証を持ったが、結局は知的財産高等裁判所が進歩性を認める判決を下した。近年、裁判所の進歩性を認めるハードルが低くなったという見方も出てきているが、本件発明は、その流れとは無関係と捉えている。つまり、進歩性判断が厳しかろうが甘かろうが、本件発明は進歩性を有すると判断されるべきものとの確信があった。本件発明は、進歩性有無の境界線を超えるか超えないかというグレーゾーンに位置する発明ではなく、境界線を大きく上回る発明であると評価していた。よって、本件訴訟を提起しないという選択肢はなかった。本件発明の進歩性を認める知的財産高等裁判所の判決も当然の判決であると評価した。

キヤノンには、本件訴訟と侵害訴訟の双方で勝訴した。これにより、被告製品の市場からの引き上げが開始された¹⁰⁾。

(2) キヤノンの特許出願明細書

特許出願明細書について、特に進歩性の観点でキヤノンより話を伺った。

キヤノンは、開発者（発明者）から発明の開示を受ける際、発明者自身に全文明細書を書き上げてもらっている。長澤本部長は、発明者自身が全文明細書を書くメリットは非常に大きいと語った。例えば回路の発明の場合、発明の特徴はその回路自体にあるが、その回路の思想自体は別の分野で公知の場合がある。そのような時、「何でこういう回路を作ったのか？」と発明者自身が考え、「実はこの機械のこの部分の動作が遅いから、動作速度を上げるためにこういう回路になった」という話が発明者から出てくれば、その詳細部分をクレームアップすることができる。アイデアシートを基に知財部員だけで明細書を書き上げると、その回路のことだけしか書けないことが多々あるが、例えば、「実はデジタルカメラだからこういう回路にした」と

いうことが明細書に書かれていれば、他の装置とコンセプトは似ていても詳細は少し違うことが殆どである。このような事例以外にも、実際の開発者が書いた全文明細書には、知財担当者が気付かないようなことが書かれていることがあり、その点でメリットが大きい。

一方で、明細書における課題設定は、発明者よりも知財担当者の方にセンスが必要という。本件訴訟でも、進歩性が認められた勝因の一つが、「共通バス接続方式を採用した場合における液体インク収納容器の誤装着の検出」という本件発明の技術的課題の設定にあった。この技術的課題は、いずれの引用発明にも開示も示唆もされていなかったからである。キヤノンでは、課題設定のイニシアチブは知財担当者が持っている。

明細書の質を向上すべく、発明者に知財部門で組んだ研修プログラムを受けてもらう活動も行っている。またそれだけでなく、開発部門の中で良い発明を創出してきた先人達を中心となって、後進へ明細書執筆の指導をするという活動も行われている。発明者が全文明細書を書くというスタイルがキヤノンの文化となっており、その文化を、知財部門だけでなく開発部門でも継承していることが窺える。

(3) 知財高裁の最近の動きに関して

近年、裁判所の進歩性を認めるハードルが低くなったとの見方が出てきている。長澤本部長は、条件付でこの傾向を歓迎している。その条件の一つが、予見性に関するものである。

キヤノンでは、進歩性（特許性）有無の境界線をしっかり持つことを非常に大切に考えている。例えばパテントトロールから特許権に基づく権利行使を受けたり、侵害訴訟を提起されたりした場合、当該特許権の特許性が境界線近傍か、それよりも高ければ和解を選択肢に入れる。境界線よりも少し下の場合でも特許権の無効性

を争うことや訴訟で争うことにリスクが伴うと判断すれば、和解という選択肢も検討せざるを得ない。しかし、特許性が境界線よりも大幅に下の特許権に対しては、基本的に和解はしない。

この境界線のレベルが裁判所や特許庁で安定してくると、知財経営においての予見性が出てくる。予見性が出てくると無駄な投資を抑えることができる。

この予見性が出た上で、訴訟で勝てるレベルも安定するならば、侵害訴訟における原告勝訴率は、もう少し高くても良いとの考えを持つ。直感的には、望ましい原告勝訴率として、他国と同レベルの3割～4割くらいを想定している。

このように、特許性判断の境界線が安定し予見性が出てくることを前提として、飯村コート等で進歩性を認める判決が増加している傾向を歓迎している。そして、他のコートや特許庁でも同じ基準で判断されることを望んでいる。

(4) 差止請求権行使への制限設定について

技術革新が著しく進展している分野を中心に、多くの国際標準が制定されている。それにつれ、製品を構成する必須特許の数も増大している。長澤本部長は、必須特許全てに差止請求権が与えられる現行の特許法は、現状に馴染まないとの考えを持つ。国際標準の必須特許は、先のことを考えれば収入を得るような特許ではないとまで語る。仮にキヤノンや同業他社が必須特許をもとに権利行使を活発に行った場合、所謂パテントトロールが勢いづいてしまうことを懸念している。

本来特許というのは、自らがビジネスを行うか、自らの研究開発成果を誰かのビジネスに使ってもらうか、そういうことで価値が見出されるものである。キヤノンも米国で多くの侵害訴訟を提起されているが、訴えを起こした者の中には、自らの事業に何ら関係ない特許権で訴訟

を提起してくる者も少なくない。その特許権は、自らの研究開発の成果でもなければ、自らの製品に関係するものでもない。このような特許権全てに差止請求権を与えるのはよろしくないという。

差止請求権にある程度の制限が付くのであれば、日本はもう少し特許重視のプロパテント政策を採っても良いと考えている。

(5) アジア諸国、新興国の台頭への対応

コンポーネントの得意な日本のライバルは、アジア諸国や新興国になる可能性が高い。ところが、それらの国々の中には、必ずしも法整備が十分でない国がある。また中国では、数多くの発明や考案に独占排他的な権利が付与され、多数の侵害訴訟が発生している現状がある。このような現状に鑑みれば、日本が他国の特許庁の審査レベル、裁判所の裁定レベル等に物申す必要が生じる可能性が高い。そのためには、まず自国の審査レベル等がしっかりしていなければならない。日本は産業の発達に役立つものに特許権等の独占排他的な権利を与えている、という前提で他国に物申す必要がある。この点からも、特許性有無の境界線が裁判所や特許庁で安定してくることと、それにより知財経営においての予見性が出てくることは重要であると語った。

4. 3 三菱電機（「炊飯器」事件）

平成21年（行ケ）10412号「炊飯器」（審決取消請求事件）は、平成22年7月14日に判決が下されたもので、特許発明はセラミック材などで構成された炊飯器内鍋の上部開口部の外縁フランジ部と対向する位置で内鍋内面方向に内鍋の厚みを厚くすることにより、蓋パッキンに付いた露の垂れを遮断する凸部を形成させたことに特徴を有するものである。

審決では、露の垂れを防止する構成として、

フランジ部の水平部から内鍋の内方に延設して露溜まりの溝部を形成させている引用発明に、内鍋の厚みを厚くすることにより凸部を形成する周知技術を適用することは容易であり進歩性なし、と判断されたが、審決取消訴訟においては、「部材の載置を目的とする凸部の形成自体が周知であったとしても、露の垂れを防止する機能について記載も示唆もない以上、炊飯器の露溜まりの溝部に換えて、凸部を形成して露の垂れを防止する構成とすることは、当業者といえども容易に想到することはできない」と、周知技術は、あくまで蓋等の部材の載置を目的とするもので、発明の目的が相違している、あるいは周知技術は課題との関係で何ら示唆がないため引用発明に周知技術を適用する動機付けはないとして進歩性が肯定された。このように本件事案からも、知財高裁では発明の目的、課題も含めて進歩性が精緻に判断される傾向がみてとれる。

今回、このような判決を勝ち得た三菱電機株式会社（以下、三菱電機）の知的財産センターの白石氏、打木氏、家入氏に、本件訴訟に関する経緯や感想、また知財戦略・知財活動についてお話を伺った。

(1) 本件訴訟について

三菱電機をはじめ国内家電メーカーは、各社各様、内釜の材料や、吸水・炊飯・保温の方式など、多様な個性とこだわりを出しつつ、おいしいご飯を追及して炊飯器を進化させ続けている。本件発明は、三菱電機が、炭釜など色々な素材について活発な研究開発を行っていた際に見出された炊飯器関連発明の一つであり、他社製品との差別化を図る上でも重要と考えられていた特許の一つである。社内担当者としても、特許庁の（構成要件重視の）判断は納得のいくものではなく、発明の目的・課題に照らせば十分勝てる見込みが有るとの判断が揺らぐことは

なかった。本件炊飯器事件では、粘り強く訴訟を遂行してきた結果と思われるが、最終的に知財高裁が後知恵排除の正しい判断をしてくれたおかげで、勝訴に至った面があると社内担当者はいふ。

(2) 裁判の果たした役割

本件特許は、三菱電機炊飯器事業の特許網における重要特許の一つである。現在、三菱電機で実施はしていない技術であるものの、無効審判の標的にされたことから、同業他社が非常に興味をもっている特許であることに疑いはなかった。勝訴により他社排除の一定の成果は期待できると社内担当者は語った。

(3) 知財戦略に関して

三菱電機は、知的財産を現在、将来にわたる重要な経営資源と位置づけ、事業や研究開発と知財活動とを一体的に推進している。出願手続・中間手続は、通常、事業本部知財部門・開発本部知財部門（製作所、研究所）が遂行しており、侵害摘発などの機能も受け持つ。係争案件の特許技術的対応については、通常、本社知的財産センターの特許・意匠技術部あるいは特許技術推進部が担当し、本社知的財産センターはさらに全社共通の施策（全社戦略の立案、重点プロジェクトの推進、特許庁などへの対応を始めとする対外的活動）を遂行する一方、事業本部はそれを最適化した施策を実行することによって知財活動を展開している。知財活動の基本方針は、知的創造サイクルに基づいて、「事業状況に貢献する知財力」の強化を図ることにあるとし、これによって国内外における事業競争力の更なる強化を目指している。実行に際しては、「知財重点テーマ」を設定し、戦略的な知財活動を推進している¹¹⁾。特に、最近の知財戦略では国際標準との関わりが重要であり、標準をもっていないと海外展開することが難しい

時代であり、これを支える標準特許の取得活動に力を注いでいるという¹²⁾。その中でMPEG、DVD等で認定された特許群は、パテントプールに参画し、三菱電機の知財権の活用による事業収益の改善・拡大に貢献している。事業の一層のグローバル化と海外知財権の確保が重要な課題という。

特許出願に際しては、事業本部知財部門・開発本部知財部門にて発明相談を受け、製品を取り巻く技術は漏れなく出願していく方針という。出願の重要性評価については将来実施予定かどうか等の観点で数値化され、審査請求時、審判請求時などのタイミングで、自社実施予定、他社製品動向、引例などを考慮し、特許網における位置付け、その強弱等が評価される。訴訟に踏み切る場合の判断基準としては、パテントポートフォリオに強い特許がどれ程あるか、相手に潰されない特許なのか、などの観点からその重要性を数値化して判断しているとの事である。一旦係争になると複数の特許が関わる 경우가多く、製品を取り巻く特許網から、重要性と可能性を評価して訴訟に踏み切るかどうか判断される。三菱電機の強みとしては、侵害訴訟は、社外弁護士に代理してもらうが、それ以外の係争案件は基本的に社内弁護士で遂行する体勢が整っており、訴訟コストを考慮する必要性がないことが挙げられよう。

(4) 知財高裁の最近の動きに関して

進歩性の判断基準が変化していると感じるか聞いてみたところ、特許庁（審判）での審理では、あまりその変化を実感していないとの事である。しかし、本件判決のように、たとえ後知恵と思われるような理由によって特許庁で判断されたとしても、最近では知財高裁において、後知恵排除の方向で判断してもらえている気がするとして、このように正しく判断してもらえることは歓迎とのことであった。進歩性の判断基

準が変わるのは、社内担当者としてやりにくい面があるものの、やむを得ない点もあり、安定的に運用することは特許庁や裁判所にとっても難しいことであろうとの一定の理解を持ちつつも、三菱電機としては、むしろ、少々判断がぶれても対応できるように準備しておくことが重要と考えているとのことである。進歩性判断の厳しい・緩いといった潮流に流されない、ぶれない姿勢で業務を遂行しているという。このようなことから、三菱電機では、進歩性の判断が最近緩くなっているとしても、意識的に知財戦略について気を付けるようになったことは特になく、これまでの知財方針を変える必要性もないと考えているとのことであった。

5. 変化に対応できる出願戦略、発明の権利化対策に関する考察

5. 1 知財高裁の進歩性判断変化について

(1) 課題や動機付けの判断における精緻な審理

平成18年6月「紙葉類識別装置」事件では進歩性判断における動機付けの重要性が説かれ、平成18年度進歩性検討会報告書¹³⁾で平成12年に審判部が示した「進歩性の判断手順例」¹⁴⁾（図2参照）が変更され、「積極的な動機付けが無い場合でも組み合わせを阻害する要因がなければ通常組み合わせることが可能」という部分が削除された。しかし、数値に見られる大きな変化は、平成21年「回路用接続部材」事件で、発明が目的とする課題の適格な把握を通して、進歩性判断におけるいわゆる後知恵の排除が説かれた以降である。

知財高裁第3部 飯村部総括判事は、「平成10年のころ、裁判所（東京高等裁判所）は、進歩性を肯定した審決を取り消す判決を積極的に出すようになりました。進歩性を否定した審決の

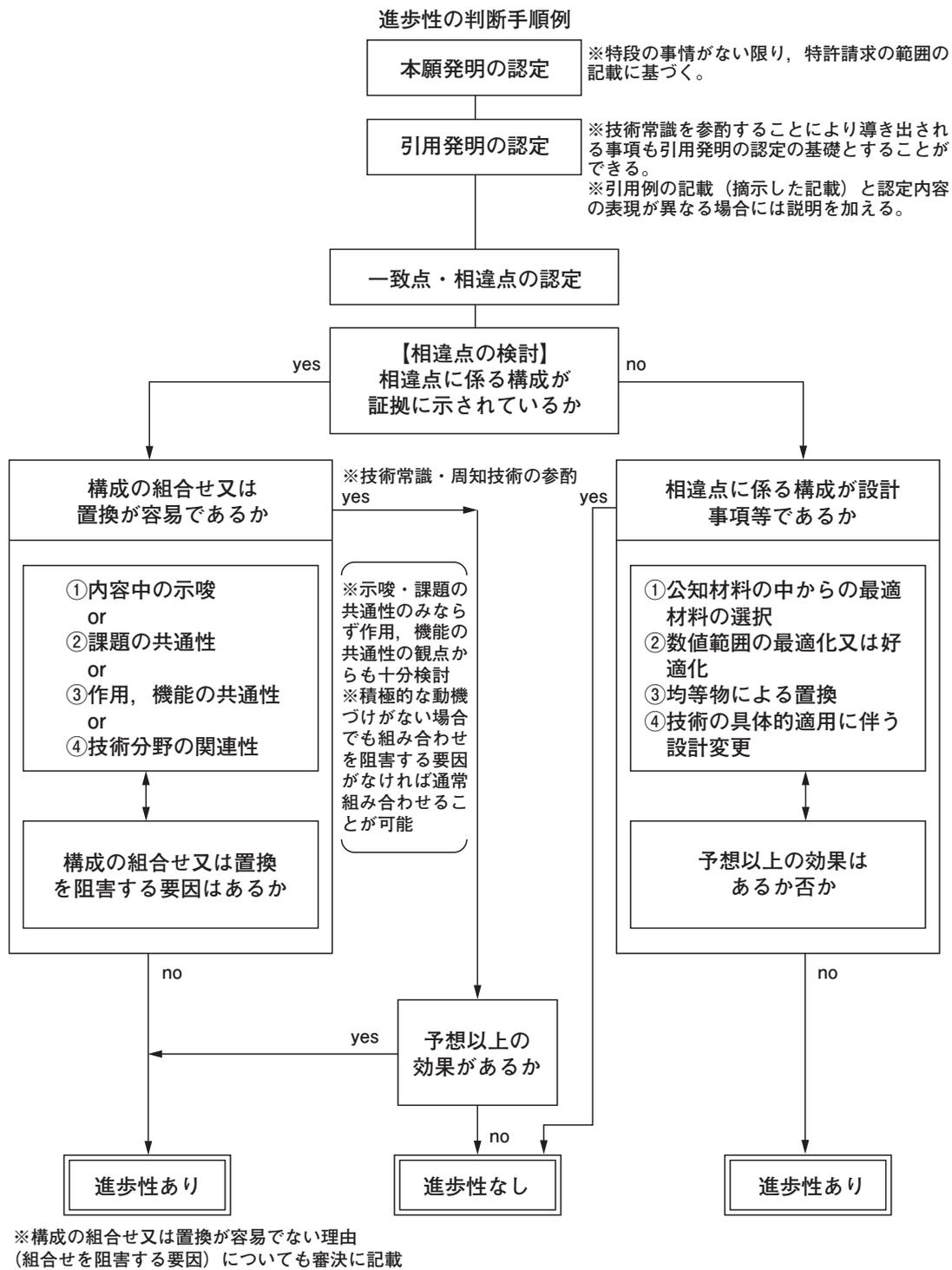


図2 進歩性の判断手順例（平成12年の特許庁審判部の作成したもの）¹⁴⁾

取消率がわずかに約25%であったのに対して、進歩性を肯定する審決の取消率は約75%でした。…ここまで、取消率における相違が大きく開く傾向が続いた結果、審決で、あまり論理を詰めることなく、進歩性を否定するケースが散見す

るようになりました。仮に、進歩性を否定する結論を採用するのであれば、進歩性を否定するに足りる、客観的かつ検証可能な論理が、適切かつ合理的に記載されること」を特許庁に求めている⁶⁾。

「知財高裁の進歩性判断が、課題や動機付けの判断において精緻な審理が行われるようになってきた」という岩坪弁護士、塚原教授へのインタビュー結果と符合している。

(2) 知財高裁の進歩性判断の変化と産業界の評価

こうした知財高裁の進歩性判断の変化は、権利者(出願人)としては歓迎することであるが、他者権利対策では、権利範囲や無効理由について今まで以上に慎重に判断する必要がある、他者権利対策の負担増や権利の濫用による産業発展の阻害などの懸念も考えられた。

しかし、今回インタビューした企業3社は、概ね肯定的な評価であり、「もう少しプロパテントに振れて欲しい」という声もあった。

肯定的評価である理由としては、2つの要因が浮かび上がってきた。

ひとつは、企業活動はグローバル化しており、企業が特許についても日本以外の米国、欧州などの他国の状況を重視しており、グローバルな視点から、日本の判断の枠組み、水準などをみていることが影響していることである。自社の技術分野に関しては、グローバルな視点から、判断の自社基準を形成し、その自社基準との比較で日本の知財高裁、特許庁の判断を評価しているのである。

二つ目は、知財高裁が単純に進歩性判断のハードルを下げたということではないと各企業とも判断していることである。特に、進歩性で突出したプロパテントの判断をしているとされている知財高裁3部においても、審判部が安易に進歩性のレベルを下げるような判断をした場合には、歯止めとなる判決をだしている。

5. 2 企業の出願戦略への影響

今回インタビューした3社の中で、知財高裁の進歩性判断の変化により出願戦略を変えたの

は、「社内審査における基準でグレーゾーンであったものも、より積極的に権利化することに注力するように傾いてきている」という日立化成であった。自社の事業に有利な判決を勝ち取ったことにより、「粘り強く最後まで諦めず徹底的に戦う」という姿勢をより強めた特許出願・権利化を推進している。

一方、キヤノン、三菱電機では、特に影響はない、ということだった。キヤノンでは、自社でしっかりとした進歩性の判断基準を持っているため、出願段階において、知財高裁の変化の影響を受けにくいと推察する。また、三菱電機では、特許庁や裁判所の判断が、「少々ぶれても対応できるように準備しておくことが重要」で、少々変化しても左右されない姿勢で業務を遂行していることから、出願戦略への影響は特に無いのだと推察する。

いずれも従来から、事業で勝つことを重視しており、研究開発部門、事業部門、知財部門の「三位一体」戦略を実現しており、知財の目利きが、事業を強くする知的財産の創造、保護(権利化)、活用の戦略を練っていた企業であるため、特許庁や裁判所の判断が少々ぶれても、「自社の考える相場感では特許になるべき、特許が維持されるべきと考える水準以上」の案件であり、事業上重要な案件であれば、審判や訴訟も辞さない対応していたためであろう。

5. 3 知財活動のあり方について

事業で勝つためには、研究開発部門、事業部門、知財部門の「三位一体」戦略を推進するにあたっては、発明に関連する事業を熟知しうる立場にある知財部員が、事業戦略を踏まえて発明を充実させることが重要である。

(1) 出願の社内基準の見直し

出願するか、審査請求するかの社内基準を見直す必要があるのか否かは、従来どのような出

願戦略をとってきたかに左右されることであり、キヤノンや三菱電機のように、見直す必要がない企業もあると思われるが、日立化成のように、「社内審査における基準でグレーゾーンであったものも、より積極的に権利化する」ことが必要な企業もあると思われる。

- ① 新規出願の明細書では、「1つの発明を様々な観点から検討し、明細書の内容を肉付けし充実させることが肝要」であろう。「進歩性判断において課題が重視されるようになったことを受けて、先行技術における課題と何らかの差異をつけて出願するという方法」は、課題、作用効果を下位概念化することになることが多く権利範囲を狭くせざるを得ないため、権利行使時も考えた上で採用すべきであろう。
- ② 中間処理では、分割出願を行ったうえで、拒絶理由に真っ向から反論することを考えて対応した方が良い結果が得られる場合がある。以前は、引用文献の中に阻害事由があることを主張立証する、または特許発明に先行技術からは予測できない顕著な効果があることを示すことができなければ、進歩性を肯定する判断を引き出すことは非常に困難であったが、近時は、ここまでの主張立証を要さずとも、知財高裁平成21年1月28日判決で示された、「発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等」が先行技術に存在しないことを主張立証することができれば、特許権者・出願人に有利な結論を引き出すことが可能になってきている。
- ③ 自社の技術分野に関しては、グローバルな視点から、判断の自社基準を形成し、その自社基準との比較で、納得がいかなければ、拒絶査定を受けたら審判へ、拒絶審決を受けたら審決取消訴訟へと考えるべきである。

しかし、岩坪弁護士の指摘のとおり、「進歩性のハードルが下がったわけではないことに留意すべき」であり、「今まで出願できなかったレベルの低い発明でも出願できると誤解してはならない。」ことは銘記すべきであろう。

また、知財高裁の進歩性判断の変化があっても、審査基準を熟知し、資料「特許審査基準『進歩性』の解説」¹⁵⁾を活用して出願を行うことが基本であり、当小委員会の論説^{16)~18)}も参考としていただきたい。

(2) 他社権利対策の見直し

他社特許対策では、無効理由について、今まで以上に慎重に判断する必要がでてきている。本件発明と主引用文献との相違点を明確にした後、その相違点について記載した副引例が見つかり、その副引例が本件発明と同一技術分野に属していたとしても、従来のように、ただちには無効とはならないことがある。従って、「当業者はその副引例記載を参酌して本件発明を想到することは容易である」とする理論をしっかりと構築しておくことが必要である。

権利範囲についても、均等侵害を否定した一審判決を覆して、均等侵害の成立を認めた知財高裁判決が続いて言い渡されており¹⁹⁾、均等論による権利範囲の拡張的な解釈が一般化するようであれば、文言侵害だけでなく均等侵害も真剣に検討しなければいけないし、塚原弁護士の、「権利範囲の拡張的な解釈運用につき、適正な対策が急がれる。」²⁰⁾ことが言える。

また、丸島弁理士が書かれているように、「知財部門は相手の排他権による弱みを適正に判断し、法的に「No」と言う勇気を持ち、知恵と、戦略的知的財産形成・活用活動で、強みを減じることなく、合法的に弱みを解消する（「No」を「Yes」にする）ことが求められている。」²¹⁾と言える。

6. おわりに

今回のインタビューを通じ、グローバル企業は、それぞれの分野で、各国で揉まれる中で、進歩性や記載要件等の独自の基準を持ち、それとの比較で特許庁や知財高裁の判断を「厳しい」、「緩い」と判断していることがわかった。このように、グローバル化に伴い産業界は、各国特許制度の調和を求めており、特許庁も「国際知財戦略」で、「アジアをはじめ世界中で、我が国企業がビジネスを円滑に行うことができるよう、日本で安定した権利を付与し、これを基に、世界でも迅速に権利取得できるような、国際的な知財インフラを順次整備していくこと」を目指している。そして、我が国の特許審査の質を向上させ、権利の安定性を高め、日本の特許が速やかに世界で受け入れられる環境としての国際特許ネットワーク構想を推進し、国際的な特許制度調和を目指していく。」としている。しかしながら、裁判の国際調和は進んでいないようにも感じる。平成23年10月に開催された日米知財裁判カンファレンスのような開かれた議論が進展し、裁判所レベルでの国際調和の推進が図られることが望まれる。

なお、本論説は、2011年度特許第1委員会第3小委員会の構成委員である、萬秀憲（小委員長：大王製紙）、大輪裕一（小委員長補佐：住友金属鉱山）、阿部香屋子（カネカ）、石川真弓（三菱電機）、内堀保治（大阪ガス）、小倉俊之（カルソニックカンセイ）、小野澤康秀（セイコーエプソン）、角英樹（小松製作所）、後藤康徳（武田薬品工業）、近藤慎一（共同印刷）、竹山啓之（カシオ計算機）、森田将行（フジシールインターナショナル）、山本直之（日産自動車）の執筆によるものである。

末尾になるが、岩坪弁護士、塚原弁護士、日立化成 関氏、若山氏、内田氏、キャノン 長澤氏、三菱電機 白石氏、打木氏、家入氏にお忙しい

中インタビューのご快諾をいただいた。

注 記

- 1) 日本経済新聞2010年5月17日
- 2) 「同一技術分野論は終駕を迎えるか—特許の進歩性判断における新しい動きを思う」、塚原朋一、特許研究, Vol.51, pp.2~5 (2011)
- 3) 金山賢教/岩瀬古和, 「発明者に有利な判断が示されるようになった近時の知財高裁の判決動向。それを実務にどう生かし権利範囲を広くするかが今後の課題」, The Lawyers 2010年10月号, pp.11~15 (2010)
- 4) 西島孝喜, 「発明の進歩性改訂版 判断の実務」, 東洋法規出版, pp.54 (2011)
- 5) 二間瀬寛, 「進歩性判断の近年の事例について」, <http://www.ondatechno.com/Japanese/report/2010/20101201.html> (参照日: 2012年2月7日)
- 6) 座談会, 「進化する知的財産訴訟に向けての検討と課題」, Law & Technology Vol.50 pp.20~22 (2011)
- 7) 川田篤, 井上義隆, 「平成22年における特許審決取消訴訟の概況」, パテントVol.64 No.3 pp.44~60 (2011)
- 8) 2010年度特許第1委員会第3小委員会, 「進歩性が争われた判例の研究—本質的な「作用機能」を見極めた判例発明を中心として—」, 3.3 回路用接続部材, 知財管理, Vol.61, No.10, pp.1681~1683 (2011)
- 9) 日立化成テクニカルレポート, No.46, pp.7~14, 2006, (http://www.hitachi-chem.co.jp/japanese/report/046/46_sou.pdf (参照日: 2012年2月7日))
- 10) 株式会社エム・エス・シーHP, 「【プレジール】キャノン株式会社との訴訟につきまして」, 2011年10月12日, <http://www.mediasell.co.jp/news/20111012.pdf> (参照日: 2012年1月6日)
- 11) 三菱電機HP <http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/chiteki/index.html> (参照日: 2012年2月7日)
- 12) 三菱電機株式会社知的財産センター, 「企業における標準知財戦略」, 特許研究 No.45, pp.29~39 (2008)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 13) 平成18年度進歩性検討会報告書, 特許庁審判部, p.124 (2007)
- 14) 特許庁審判部, 「判決からみた進歩性の判断 - 審判における留意点と事例分析 -」, p.11, 発明協会 (2000)
- 15) 2010年度特許第1委員会第3小委員会, 「特許審査基準「進歩性」の解説」, 日本知的財産協会資料395 (2010)
- 16) 2008年度特許第1委員会第3小委員会, 「進歩性が争われた判例の研究 - 技術思想に重点を置いた判決を中心として -」, 知財管理, Vol.59, No.10, pp.1221~1235 (2009)
- 17) 2010年度特許第1委員会第3小委員会, 「進歩性が争われた判例の研究 - 発明の認定誤りを中心として -」, 知財管理, Vol.61, No.10, pp.1471~1487 (2011)
- 18) 2010年度特許第1委員会第3小委員会, 「進歩性が争われた判例の研究 - 本質的な「作用機能」を見極めた判例発明を中心として -」, 知財管理, Vol.61, No.10, pp.1673~1689 (2011)
- 19) 三村量一, 「判例の動き」, 年報知的財産法2011, pp.27~29 (2011)
- 20) 塚原朋一, 「知財高裁における均等侵害論のルネッサンス」, 知財管理, Vol.61, No.12, pp.1777~1787 (2011)
- 21) 丸島儀一, 「知的財産戦略」, ダイヤモンド社 (2011)

(原稿受領日 2012年1月19日)

